

答申書

1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）が平成29年5月15日に提起した処分庁（庄内総合支庁長）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による生活保護の変更決定処分（平成29年3月24日付け保護決定（変更）通知書によるもの（以下「甲処分」という。）及び平成29年4月19日付け保護決定（変更）通知書によるもの（以下「乙処分」という。））についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人

ア 審査請求の趣旨

甲処分及び乙処分（以下まとめて「原処分」という。）の取消しを求める。

イ 審査請求の理由

（ア）審査請求人が〇〇町より支給決定された平成28年度臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金（経済対策分）（以下まとめて「臨時福祉給付金」という。）を収入認定することは納得がいかない。

（イ）生活保護受給者を援護するため国が臨時福祉給付金を定めて（市町村が）支給したが、それを収入認定されれば生活が大変である。

（2）審査庁

審理員意見書にあるとおり、当該処分は違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

（1）審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

（2）審理員意見書の理由

ア 原処分に係る法令等の規定について

（ア）法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされており、保護の要否及び程度の決定は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け

厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第10により、世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定することとされている。

(イ)「年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付金の生活保護法上の取扱いについて(通知)」(平成28年4月1日付け社援保発第0401第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知1」という。)及び「臨時福祉給付金(経済対策分)の生活保護法上の取扱いについて(通知)」(平成29年1月26日付け社援保発第0126第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知2」という。)では、「当該給付金が被保護者に対して給付されることがある。この場合の収入認定の取扱いについては、これまでと同様、支給月にその実際の受給額を認定することとなる。」とされている。

(ウ)法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときには、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。

イ 審理員の意見の理由

(ア)処分庁は、上記3(2)アの法令等の規定に基づいて、臨時福祉給付金の収入認定を行い、平成28年度臨時福祉給付金については甲処分を、臨時福祉給付金(経済対策分)については乙処分を行っており、違法又は不当な点は認められない。

(イ)なお、課長通知1及び課長通知2では、「当該給付金(臨時福祉給付金)については、低所得者の消費税引上げによる影響を緩和するため、平成26年度から支給されている」とされており、また、「生活保護費については消費税率の引上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき算定されているため、平成28年1月1日時点において被保護者であった者は、(略)、当該給付金の支給対象外となっている」とされていることから、請求人の「生活保護受給者を援護するため国が臨時福祉給付金を定めて(市町村が)支給した」旨の主張をもって、原処分を違法又は不当であると評価することはできない。

4 調査審議の経過

平成29年6月27日 審査庁からの諮問の受付

平成29年7月12日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 臨時福祉給付金の収入認定について

法による保護の実施については、地方自治法における法定受託事務とされており、同法により、厚生労働大臣は、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(以下「処理基準」という。)を定めることができるとされている。次官通知並びに課長通知1及び課長通知2については、処理基準であると明記されている。

(2) 原処分について

処分庁が行った臨時福祉給付金の収入認定及びこれに基づく原処分は処理基準に則ったものであり、審理員意見書のとおり、適正に行われているものと認められる。

また、処分庁は、原処分に先立って処分庁担当職員が臨時福祉給付金の生活保護法上の取扱いについて審査請求人へ説明しており、原処分において臨時福祉給付金の認定によるものであると変更の理由を明示したうえで通知していることから、手続上も違法又は不当な点は認められない。

さらに、審査請求人は、「生活保護受給者を援護するため国が臨時福祉給付金を定めて（市町村が）支給したが、それを収入認定されれば生活が大変である。」旨も主張する。審理員意見書のとおり、臨時福祉給付金は低所得者の消費税率引上げによる影響を緩和することを目的として支給されるが、生活保護費は消費税率引上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき算定されていることから、審査請求人に対して給付された臨時福祉給付金について課長通知1及び課長通知2により行った原処分の収入認定は、違法又は不当であるとはいえない。

以上のとおり、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当であると判断する。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里